

自家消費型太陽光発電設備 の導入費用を補助します

家庭（住宅）向け

補助 対象

市内の一戸建ての住宅または
その敷地内

補助 対象者

自ら居住する新築・既存住宅
に、自家消費型の太陽光発電
設備を導入する個人
※上記住宅にPPA・リースに
より設置する事業者も対象で
す。

補助 対象 機器

補助額

自家消費型の太陽光発電設備

- ・合計出力が10kW未満
- ・発電量の30%以上を自家消費すること
- ・中古設備ではないこと
- ・FIT、FIPの認定を受けないこと

補助金最大35万円

※1kW当たり7万円
(5kW分まで)

中小企業者等（事業所）向け

市内の中小企業者等の事業所またはその敷地内
※マンションやアパート等の賃貸住宅、店舗等との併用住宅を含みます。

自らが事業を営む事業所に自家消費型の太陽光発電設備を設置する中小企業者等
※社会福祉法人、学校法人、医療法人、マンション管理組合、個人事業主を含みます。
※上記事業所にPPA・リースにより設置する事業者も対象です。

自家消費型の太陽光発電設備

- ・合計出力が1kW以上
- ・発電量の50%以上を自家消費すること
- ・中古設備ではないこと
- ・FIT、FIPの認定を受けないこと

補助金最大500万円

※1kW当たり5万円
(100kW分まで)

【申請受付期間（住宅・事業所共通）】

令和7年6月26日(木)～令和8年1月30日(金)
※予算額に達し次第受付を終了します。

【先着順】

【お問合せ】新居浜市役所 環境政策課

電話:0897-65-1512 (8時30分～17時15分、土日祝除く)

詳しくは新居浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/hozen/>

新居浜市HP



【住宅】



【事業所】



補助申請に当たっての留意事項

- ・ **事業着手（施工事業者との契約締結）より前に、新居浜市へ補助金申請が必要です。**
- ・ **令和8年2月27日（金）までに、設備の設置、支払を完了し、実績報告を提出いただく必要があります**（以下「申請手続の流れ」をご参照ください。）。
- ・ **対象設備について、国、地方公共団体等から補助金等を受けている（受ける予定がある）場合は申請ができません**（同一の補助対象設備でなければ併用可能な場合もありますので、随時ご相談ください。）。
- ・ **固定価格買取制度（FIT）の認定、FIP（Feed in Premium）制度の認定は取得できません。**
- ・ 太陽光発電設備で発電した電力について、**規定割合（住宅：30%、事業所：50%）以上を自家消費**する必要があります。
「（年間電力自家消費量見込み） / （年間発電量見込み） = 規定割合以上」
※年間電力自家消費量見込み、年間発電量見込みの数値については、施工業者等にお問合せいただくなどにより算出してください。
- ・ その他、申請に当たっては、新居浜市ホームページに掲載している「**新居浜市個人（事業者）向け太陽光発電設備導入補助事業補助金交付要綱**」、「**個人（事業者）向け太陽光発電設備導入補助事業補助金の手引き**」の確認をお願いします。
- ・ 本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用した事業であるため、同交付金の要綱等に従い、事業を実施する必要があります。

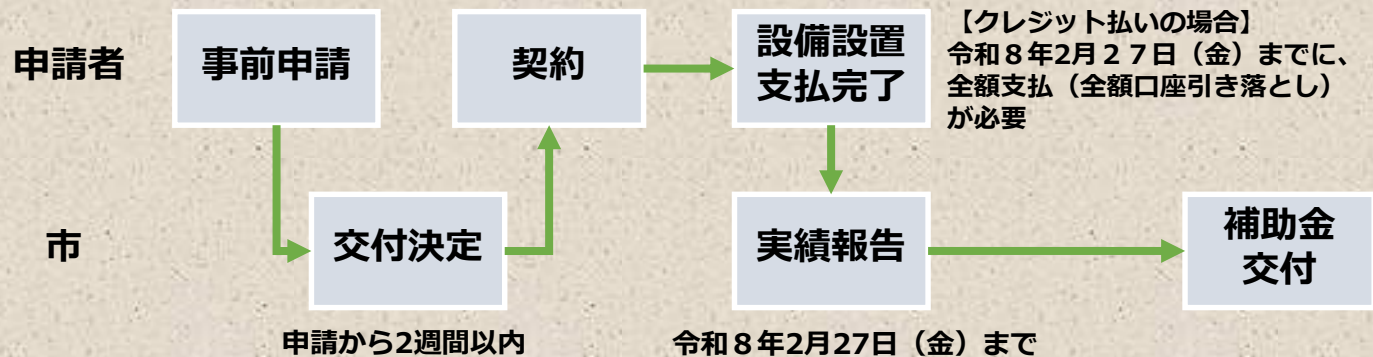
環境省HP



申請時提出書類

- ・ 交付申請書、事業計画書、誓約書兼確認書など（市HPからダウンロード）
- ・ 補助対象設備及びその内訳が記載された見積書等の写し
- ・ 補助対象設備を設置する住宅（事業所）の位置図
- ・ 太陽電池モジュールの設置箇所を示すカラー写真
- ・ 補助対象設備のメーカー名、型式、出力等が確認できる書類 など

申請手続の流れ



申請受付方法

環境政策課（新居浜市役所2階）窓口または郵送にて提出
窓口受付時間：8時30分～17時15分（土日祝除く）